

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課）

項 目 名	予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加等に伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、消費税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	定期接種化されていないワクチン（おたふくかぜワクチン等）等について、現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において定期接種化を検討しており、今後、定期の予防接種の対象疾病に追加等する場合に、それに伴う税制上の所要の措置を講ずる。		
	具体的には、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定に基づく予防接種による健康被害の救済給付に対する税制措置（※）について、定期接種として追加される予防接種についても同様に対象とするものである。		
	（※） ○健康被害の救済給付として支給される金銭への公課の禁止（所得税等） ○健康被害の救済給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税 ○健康被害の救済給付のうち、障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族（妻に限る。）の少額預金の利子所得等の非課税（所得税） ○健康被害の救済給付を受ける権利の差押禁止		
	＜関係条文＞ 予防接種法第 20 条、第 21 条 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 10 条第 1 項 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 31 条の 2 第 12 号 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 71 条の 5、第 72 条の 78 第 1 項 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条 消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 14 条第 3 号		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 定期の予防接種は、感染症の発生及びまん延の予防のため、法に基づく公的な制度として実施している中で、極めてまれではあるが予防接種の副反応による健康被害が不可避免的に発生するという特殊性に鑑み、国家補償の観点から、法的な救済措置として健康被害の救済を実施しているものである。 (2) 施策の必要性 定期接種化されていないワクチン（おたふくかぜワクチン等）等について、現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において定期接種化を検討しており、今後、定期の予防接種の対象疾病に追加等する場合には、従来の対象疾病と同様に、健康被害の救済給付について税制上の所要の措置を講ずる必要がある。
--	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標５ 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること 施策目標５－１ 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること
		政策の達成目標	予防接種法に基づいた予防接種を受けたことによる健康被害に対する救済給付について、税制上の政策的な配慮を行うことで、予防接種の実施等を適切に担保し、もって国民の健康の保持に寄与するもの。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	予防接種法に基づいた予防接種を受けたことにより生じた健康被害に対する救済給付については、引き続き税制上の政策的な配慮を行う必要があり、新たに対象疾病を追加等する場合も、他の対象疾病に係る給付と同様の措置を講ずるべきである。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 25 年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。 平成 26 年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。 平成 27 年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。 令和 3 年税制改正要望において、予防接種法等に基づく予防接種等の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。 令和 6 年税制改正要望において、予防接種法等に基づく予防接種等の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。 令和 7 年税制改正要望において、予防接種法等に基づく予防接種等の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。 令和 8 年税制改正要望において、予防接種法等に基づく予防接種等の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。